

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 7 号	
件 名	情報開示に伴う写しの交付を適正に行うよう求めることについて	
要 旨	<p>新潟市は、窓口における写しの交付について、有料コピー機に案内して、請求人が交付される予定の文書を自らコピー機に料金を投入して受け取る対応を継続するとしています。業務を主管する総務部総務課は、市長への手紙で、どのような経緯で以前から有料コピー機案内の継続をしてきたのか、詳細が確認できていない。情報公開請求に対する事務は、それぞれの行政文書を保有している所管課の権限において対応しているため、有料コピー機を案内する対応としている所属について、当課では把握しておりませんと回答しています。総務部総務課が、この対応の中身を分かっていない状態で継続するとしていることが理解できません。</p> <p>また、現在も有料コピー機での対応を希望する方もおられるとされていましたので、情報開示を求めた結果、希望の事実は確認できませんでした。</p> <p>情報公開請求に関する事務は、所管課の権限において対応するのであれば、事務取扱要領も必要ないと思われまます。市民サービス向上につながると思いますが、領収書の発行はどのようにするのですか。納入通知書の発行を求めましたが、有料コピー機での交付となりました。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 情報公開に伴う交付は、規定に基づいた手続を取ること。</p> <p>2 業務を主管する課は、所管課に任せる対応でなく、適正に管理、指導すること。</p>	
付 託 年月日 委員会	令和5年12月4日	第1項 第2項 } 総務常任委員会
受 理	令和5年10月31日	第484号